

岸和田市例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務委託に係る仕様書

1 総則

本仕様書は、本市が発注する例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務について、受託者が行うその業務の範囲、システムの最低限の機能その他業務の実施に必要な条件等を定めるものとする。

2 業務内容

(1) 次の機能を有する例規システム（以下「システム」という。）の更新及び例規との連動可能な機能を有する法令データベースシステムの提供

ア 例規の検索・出力・閲覧機能

イ 立案・審査機能

ウ 法令・判例の検索・閲覧機能

(2) システムの更新に付随する次の業務

ア 現行システムに登載された例規データの新規システムへの移行

イ 外部公開用例規データの作成

ウ 法令・判例の検索・閲覧等のサービスの提供

エ 法令の制定改廃状況、例規整備等に関する情報の提供

(3) システムの運用に係る業務

ア サーバの提供

イ 運用開始後における例規の制定改廃に係るデータの更新

ウ システムの保守

(4) システム及び法令データベースシステムに係る操作研修

3 システム要件

(1) システム環境

ア A S P（アプリケーションサービスプロバイダ）方式によりサービスの提供が可能であること。

イ システム構成はW e b ページによるものであること。

ウ クライアント端末は、インターネット接続系から大阪セキュリティクラウドを通じてシステムに接続する。

本市におけるインターネット接続系の環境は、次のとおりである。

通信速度	200M b p s （帯域保証）
基本ソフト	Microsoft Windows10又は11
ブラウザ	Microsoft Edge
主なアプリケーションソフト	Microsoft office 又は Just Office

エ データのバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(2) 運用時間

24時間365日利用可能であること。ただし、データのバックアップその他メンテナンス等システムを停止することについて市が承諾した場合を除く。

(3) その他

ア 検索・出力・閲覧機能の操作に当たっては、I D及びパスワードを省略するなど、簡便に利用できるものであること。同時に接続することが可能な台数については提案を行うこと。

イ 例規データの著作権は、本市に帰属すること。

4 システムの各機能

システムのそれぞれの機能が、おおむね次の要件を充足するものであること。また、これらの要件を上回る機能を提供できる場合は、その機能について提案を行うこと。

(1) 例規の検索・出力・閲覧機能

ア 指定した時点に効力を有する例規の検索・閲覧機能

イ 体系（目次）による検索機能

ウ 題名五十音による索引検索機能

エ 用語入力による検索機能

オ 関連法令の指定による検索機能

カ 制定・沿革日を指定する検索機能

キ 引用例規・法令へのリンク機能

ク 指定した条文の印刷、ダウンロード・新旧対照表作成機能

ケ 編集作業が可能なデータ形式での様式のダウンロード機能

コ 廃止例規の検索機能

(2) 立案・審査機能

ア 条文に修正を加え、改正後条文が把握できる新旧対照表作成機能

イ 改め文の自動生成機能

ウ 作成した改正後条文に対する、法令構造体系、用字用語、自例規引用及び他例規

引用チェックを有する審査機能

エ 施行日単位での溶け込みシミュレーション機能

(3) 法令の検索・閲覧機能

ア 例規システムとの条項単位でリンクする機能

イ 例規システムと同様に操作できる基本画面

ウ 体系（目次）による検索機能

エ 用語入力による検索機能

オ 制定・沿革日を指定する検索機能

カ 引用法令へのリンク機能

キ 指定した条文の印刷、ダウンロード・新旧対照表作成機能

ク 関連情報参照機能

ケ 条見出し、改正沿革、改正注記、未施行条文の表示機能

(4) 判例の検索・閲覧機能

ア 法令とのリンク機能

イ 用語入力による検索機能

ウ 裁判年月日を指定する検索機能

エ 事件番号を指定する検索機能

オ 体系化された目次から検索する機能

カ 関連要旨の参照機能

キ 審級関係の参照機能

ク ダウンロード機能

5 外部公開用例規データの作成

作成する例規データについては、おおむね次の要件を充足するものであること。

(1) 標準的なインターネット環境において、快適な利用が可能であること。

(2) コンピュータに関して専門知識を有しない利用者であっても、容易に操作が可能なユーザーインターフェースによるものであること。

(3) 視覚障害者その他ウェブページの閲覧に不自由がある利用者のウェブアクセシビリティの観点から、ユニバーサルデザインに配慮したものとすること。

(4) 内容は、静的なHTMLファイル、画像又はドキュメントファイルに限る。

(5) 体系（目次）検索及び五十音検索が可能であること。また、これら以外の検索機能の提供が可能である場合は、提案を行うこと。

6 法令の制定改廃状況、例規整備等に関する情報の提供

次に掲げる情報その他の法令の制定改廃状況、例規整備等に関する情報で、システムの付加機能として、インターネットを通じて提供が可能なものについて提案を行うこと。

- (1) 法令の最新審議動向、法令の制定・改廃に伴う例規整備のチェックポイントとその解説
- (2) 国から通知された条例案や市町村条例事例
- (3) 行政課題に関する解説及び条例の参考例や先進自治体条例

7 例規データの更新

- (1) 本市が電子出稿した制定文等により、システムに登載された例規データの更新を行うこと。
- (2) 例規データの更新は、少なくとも年4回に行うこと。
これ以上の頻度による更新が可能である場合は、その回数及び時期に関し、提案を行うこと。
- (3) 本市が制定文等を出稿した後、当該例規についてシステムにおいて閲覧が可能となるまでに要する期間及びこれを実現するための手法について、提案を行うこと。
- (4) 更新データの校正及びデータ更新後のシステムの動作確認については、受託者の責任において実施すること。

参考1 直近3ヵ年の例規更新依頼件数

暦年	令和4年	令和5年	令和6年
条例	40	40	55
規則	44	59	87
庁達	10	12	5
告示	5	4	2
所管外(※1)	15	22	31
その他(※2)	6	8	9
合計	120	145	189

(※1) 市長部局以外の部局に係る例規をいう。

(※2) 例規の改正以外のデータ修正等をいう。

参考2 現行の例規集に収録されている例規の件数（令和7年2月7日までに公布された例規）

総件数	1,198件（有効件数：883件 廃止件数：315件）
-----	-----------------------------

※ 以下の例規等に係る区分の内訳は、有効件数を表示している。	
条例	276件
規則	274件
各種委員会規則	62件
告示	73件
各種委員会告示	34件
各種委員会規程	3件
各種委員会訓令	18件
庁達	50件
その他	93件

8 システムの保守

- (1) システムを運用中に障害が発生した場合は、直ちに市に報告し、迅速な復旧が可能となるよう措置を講ずるとともに、その原因を把握して再発の防止に努めること。
(システムの運用において想定される障害その他のリスクの発生要因並びにその発生の防止に関する考え方及び具体策について、提案を行うこと。)
- (2) システムに関し、常に最新の機能を提供できるよう、本市と協議の上、必要なバージョンアップを適宜実施すること。また、バージョンアップは、原則として無償とすること。
- (3) システムの運用に必要な情報を随時提供すること。
- (4) システムの操作及び運用の問い合わせ等に対して、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していること。

9 その他

契約期間満了後、他の事業者への移行が生じた場合は、受託者において責任を持って必要な引継ぎを行うこと。引継ぎの内容及び方法については、提案を行うこと。